

〈台風など異常気象時や南海トラフ地震等への対応について〉

愛知県立大府高等学校 定時制

Ⅰ 「暴風警報が発表された場合における対応」について

(1) 登校する以前に暴風警報が愛知県西部（知多地域）に発令されている場合

- ①午後３時２０分までに暴風警報が解除された場合は、平常通り午後５時２０分から授業を行う。
- ②午後３時２０分を過ぎて暴風警報が解除されていない場合は、当日の授業を中止する。（登校しない。）

(2) 登校後に暴風警報が愛知県西部（知多地域）に発令された場合

- ①授業を中止し、気象・交通機関及び通学路の状況等から安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校させる。
- ②下校が危険と認められるときや下校が困難な場合は、校内において安全な場所を確保する。

(3) 登校時の注意事項

- ①正確な情報を確認のうえ、安全について十分注意して登校する。
- ②通学路の冠水や河川の氾濫、交通機関の途絶等により、登校が危険あるいは登校できない場合には、速やかに学校に連絡する。

Ⅱ 「特別警報が発表された場合における対応」について

(1) 登校する以前に特別警報が愛知県に発令されている場合

- ①授業等は行わない。（登校しない。）
- ②特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る収集に努め、安全に登校できると判断できるまでは授業等は行わない。（登校しない。）

(2) 登校後に特別警報が愛知県に発令された場合

- ①即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し）を迅速に行う。
- ②生徒を校内に留め置いた場合には、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

Ⅲ 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を総合的に判断し、休業や授業の中止を決定する。

4 「南海トラフ地震に関する情報への対応」について

「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合

- (1) 原則として授業等の教育活動は継続する。
- (2) 本情報が発表された時は、地震への備えを再確認する。

※なお、本情報の運用開始に伴い、以前は発表される予定であった東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われない。

5 「登下校中に大きな地震が起きた場合の対応」について

- (1) 地震の揺れを感じたら

①周囲の状況を十分に確認し、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。

②バッグなどで頭を守る。

- ・屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意し、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。

- ・自転車、原付に乗っていたらすぐに降りる。

- ・橋や歩道橋の上にいる時は、動けるならば速やかに渡りきる。

- ・電車、バスに乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。

座っているときは、手すりや座席にしっかりつかまる。

立っているときは、手すりなどにつかまるか、つかまれないときはしゃがむ。

- ・自動車に乗っているときは、できるだけ左側に寄せて停止させる。

③むやみに移動しない。

大規模な災害時は「むやみに移動しないこと」が大切。最寄りの安全な場所に移動したら、混乱が収まるまで待機する。「遠くの自宅より近くで待機」が重要。

- (2) 地震の揺れがおさまったら

①崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。

②徒歩や自転車、原付を利用している場合は、最寄りの避難場所に行く。

避難所 (避難場所)	
---------------	--

③公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。

④避難後、登校するか、帰宅するか、その場所で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

⑤情報を入手する方法 ～携帯・スマホの活用～

- ・災害用伝言版（各電話会社、web171）

- ・災害用伝言ダイヤル（171）

- ・防災アプリ

（Yahoo!防災速報、全国避難所ガイド）